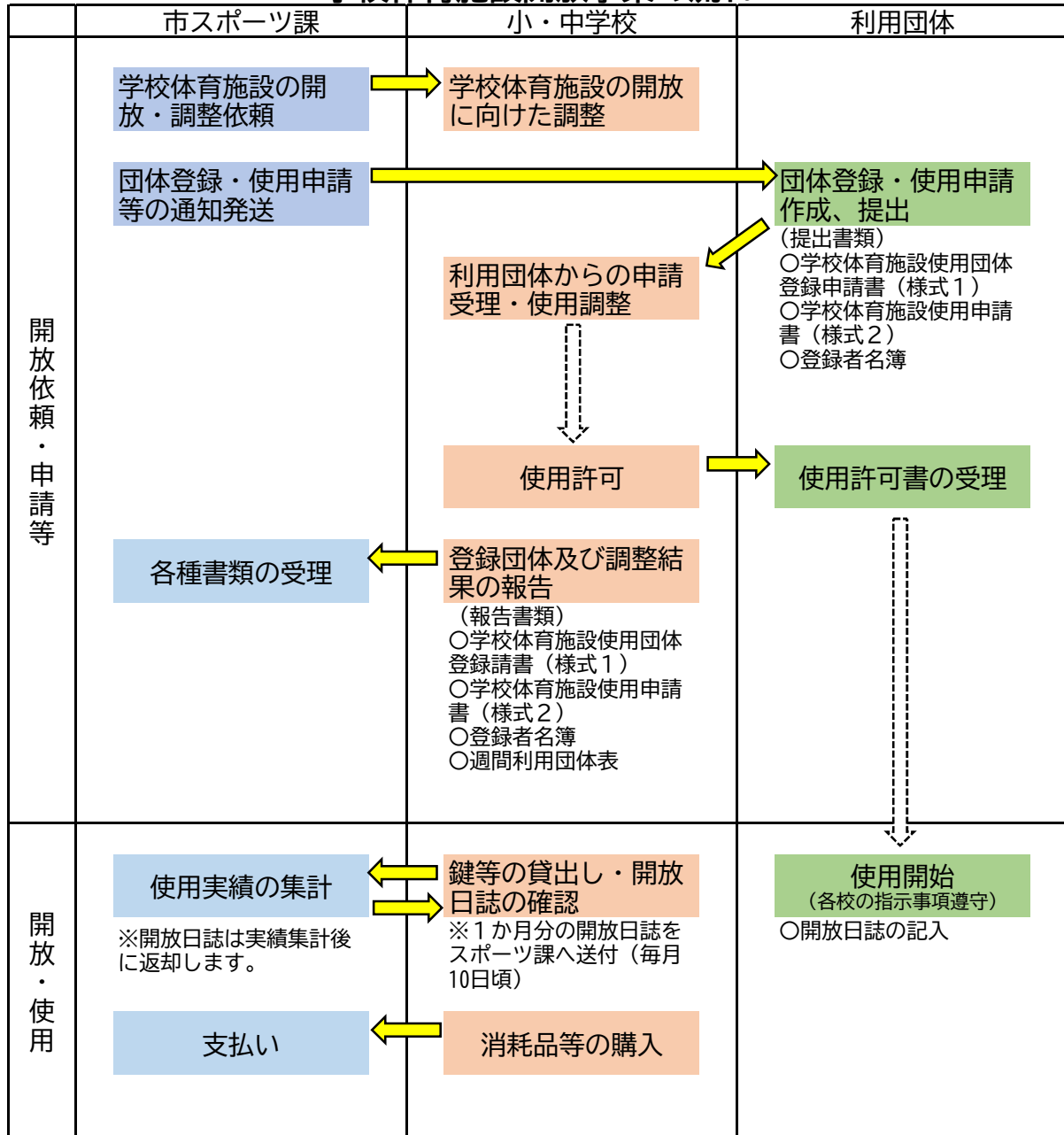


学校体育施設開放事業の流れ



※学校体育施設開放を使用できるのは、浜川市内在住・在勤の方等で構成された5人以上のグループです。未成年者のグループは成人の代表者または責任者(保護者)の登録が必要となります。

※使用時間…平日:午後6時～午後9時、土・日・祝日:午前9時～午後9時
ただし、学校行事や部活動で使用している場合は使用できません。

※雨天時練習用としての体育館等の年間確保はできません。他のスポーツ団体も使用できるようにご配慮をお願いします。

※学校運動場照明施設(夜間照明)は、学校体育施設開放の申請の他に、(公財)浜川市まちづくり財団の申請が必要です。